

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月8日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1 (2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/02_gyosei/dokujiryojimu/main.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例別表第1第2教育委員会の項(4)学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第1条	和歌山県公立高等学校学び直し支援金交付要綱第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために、高等学校等就学支援金の支給を受けることができることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条各号に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を中途退学した後、再び県内の公立の高等学校(法第2条第1号に掲げる高等学校をいう。以下同じ。)で学び直す者に対して、法第3条第1項に定める高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間である36月(定時制の課程又は通信制の課程にあつては、48月)の経過後も、卒業までの間、継続して就学支援金に相当する額を学び直し支援金として、予算の範囲内で交付するものとし(以下略)
⑦ 独自利用事務の関連規範		和歌山県公立高等学校学び直し支援金交付要綱